

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 23 日

都道府県・政令指定都市・中核市
公有地の拡大の推進に関する法律ご担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局総務課

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた
公有地の拡大の推進に関する法律に関する措置について

平成 28 年の地方分権改革に関する提案募集において、「「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和」の提案があり、平成 28 年 12 月 20 日の地方分権改革推進本部で「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」が決定され、同日付で閣議決定されました。

有識者会議意見及び閣議決定においては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買い制度により取得された土地について利活用を促進するための検討を行うとともに、現行制度の中でも対応が可能なものについて、28 年度中に周知・情報提供することとされています。

これを受け、先買い制度により取得された土地の活用につき、法第 9 条第 1 項第 3 号及び同法施行令第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づいて、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを改めてお知らせするとともに、「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」（平成 17 年 10 月 21 日構造改革特別区域推進本部決定）を踏まえ、平成 18 年 3 月 27 日付けで通知しております売却等処分事例を参考再送付いたします。

なお、国土交通省 HP においても先買い制度に関する情報提供を実施し、平成 29 年 2 月 3 日付けで依頼しております「公拡法に基づく先買い制度により取得した土地の保有状況等に関する調査」で得られました有効活用事例につきましても、当該 HP において別途情報提供させていただく予定です。

また、各地方公共団体等における先買い制度上の個別具体的な問題に関する御相談、お問合せについては下記相談窓口で受け付けております。

つきましては、貴団体内の関係部局、土地開発公社等の関係機関に加え、各都道府県におかれましては、管下の市区町村（政令指定都市及び中核市を除く。）へも周知いただきますようお願いいたします。

（相談窓口）

国土交通省土地・建設産業局総務課

公共用地室 横沢、笠原

TEL 03-5253-8270（内線 30-148、30-146）

先買い制度 HP：「国土交通省 HP ホーム > 土地・建設産業（政策情報・分野別一覧）> 公共用地の取得制度 > 公共用地の取得」で御覧になれます。内容は、別添の「公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買い制度の紹介内容」を参照してください。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成28年12月20日
閣議決定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成28年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

6 義務付け・枠付けの見直し等

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭47法66）

- (i) 土地の買取りの協議（6条1項）により取得した土地（以下「先買い土地」という。）の活用については、9条1項3号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成28年度中に通知する。
- (ii) 先買い土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。
- (iii) 先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年の地方分権改革に関する提案募集について、提案に関する調整内容は http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/tb_28_ko_kekka_14_2_mlit.pdf を参照してください。

先買い土地の用途転用事例

先買い土地の用途転用事例（静岡県土地開発公社）

静岡県では、「静岡県外郭団体改革計画」が平成14年3月に策定され、土地開発公社については、長期保有用地の早期処理を行う方針が示されている。

長期保有化した土地については、まず依頼元に当初の目的での利用が可能かを確認するとともに、他の公共機関にも何らかの事業で利用する意向があるかを確認している。確認の結果、公共機関において利用される可能性がない場合には、依頼元から公社に対して目的外処分通知が行われる。

目的外処分通知が行われた場合には、一般競争入札や公募等により土地の処分を行う。公募価格は鑑定評価に基づいて時価で設定し、先着順に売却する。公募にあたっては、ホームページ、広報、新聞紙への掲載のほか、折込チラシの投函、売却地での立て看板の設置、不動産仲介業者へのパンフレットの配布等により、周知を図っている。

【用途転用事例①】

土地の 諸元	所在	静岡県沼津市大塚
	面積	3,676 m ²
	用途地域	準工業地域
	交通	JR 東海本線片浜駅より徒歩 15 分
	取得目的	沼川中小河川改良 1 種事業の代替地
	転用後の用途	住宅地
関係 主体	取得依頼元	静岡県
	先買い主体	静岡県土地開発公社
時期・ 方法	取得時期	平成 3 年 12 月（地権者からの申出により取得）
	売却時期	平成 14 年 11 月（公募により先着者に売却）
	保有期間	11 年
経緯	<p>当該土地は、沼川中小河川改良 1 種事業の施行区域の用地買収を行うにあたり、地権者の移転先を確保するための代替地として取得された。しかし、実際には地権者が金銭補償を望んだことなどから、代替地として利用されないまま平成 12 年に事業が完了した。このため、他の事業での活用等の検討が行われたが、適当な事業が見つからなかったため、平成 13 年 8 月に目的外処分通知が行われた。</p> <p>これを受けて、公社において公募売却を行うこととされ、平成 14 年 10 月より公募を行った結果、平成 14 年 11 月に個人の応募者に住宅地として売却された。</p>	

位置図

静岡県沼津市大塚 1km



売却前
の状況



売却後
の状況

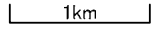


【用途転用事例②】

土地の 諸元	所在	静岡県下田市三丁目
	面積	694 m ²
	用途地域	近隣商業地域
	交通	伊豆急行線伊豆下田駅より徒歩 10 分
	取得目的	下田港横枕線街路整備事業の代替地
	転用後の用途	民間病院用地
関係 主体	取得依頼元	静岡県
	先買い主体	静岡県土地開発公社
時期・ 方法	取得時期	平成 4 年 4 月（地権者からの申出により取得）
	売却時期	平成 16 年 6 月（公共的な企業の利用が見込めることから随意契約による売却）
	保有期間	12 年
経緯	<p>当該土地は、下田港横枕線街路整備事業の施行区域の用地買収を行うにあたり、地権者の移転先を確保するための代替地として取得された。しかし、実際には地権者が金銭補償を望んだことなどから、代替地として利用されないまま平成 8 年に事業が完了した。このため、他の事業での活用等の検討が行われたが、適当な事業が見つからなかったため、平成 15 年 8 月に目的外処分通知が行われた。</p> <p>これを受けて、公社において一般競争入札を行うことが決定され、平成 16 年 3 月に競争入札を行った結果、不調となったが、このときの最高額の入札者の利用目的が病院用地（公共的利用）であり、平成 16 年 6 月に随意契約で民間病院用地として売却された。</p>	

位置図

静岡県下田市三丁目



売却前
の状況



売却後
の状況



先買い土地の用途転用事例（仙台市土地開発公社）

仙台市土地開発公社では、市の依頼により先行取得した土地が、その後の事業環境の変化などによって引取りが実施されず長期保有化するケースが見受けられた。

このため、仙台市は長期保有土地の計画的な処分を進め公社の経営の健全化を図る目的で、平成 16 年度末に総務省に対し「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を提出し、平成 17 年 6 月「公社経営健全化団体」に指定された。

また、これとは別に長期保有している代替地についても、積極的に売払い処分をおこなうこととした。

処分にあたっては、①10 年以上保有されている、②近隣の事業が終盤又は終了しており、代替地としての利用が見込めない、③土地の価格の推移に鑑み、処分した方が仙台市にとってメリットがある、といった要素をもとに総合的に判断し決定している。

また、仙台市において事業用地として必要な土地については、市が買取りを行っている。なお、処分方法としては公募（抽選）や一般競争入札がおこなわれている。

平成 14 年から 16 年の 3 年間においては、市が買い取った上で取得目的とは異なる事業に転用した事例が 5 件あった。

【用途転用事例①】

土地の諸元	所在	宮城県仙台市宮城野区岩切
	面積	271 m ²
	用途地域	第二種住居地域
	交通	JR 東北本線岩切駅より徒歩 20 分
	取得目的	泉塩釜線道路整備事業の代替地
	転用後の用途	コミュニティー消防センター
関係主体	取得依頼元	仙台市
	先買い主体	仙台市土地開発公社
時期・方法	取得時期	平成 8 年 2 月（地権者からの申出により取得）
	売却時期	平成 15 年 6 月（仙台市による買取り）
	保有期間	7 年
経緯	<p>当該土地は、泉塩釜線道路整備事業の施行区域の用地買収を行うにあたり、地権者の移転先を確保するための代替地として取得された。しかし、その後地権者が代替地ではなく金銭補償を望んだことなどから、代替地として利用されないまま数年が経過した。（事業としては継続中）</p> <p>このため、仙台市において公募処分に先立ち他の事業での活用を検討した結果、コミュニティー消防センターの計画があることが判明し、そのための用地として適当と判断されたため、平成 15 年 6 月に市による買取りが行われた。</p>	

位置図

宮城県仙台市宮城野区岩切 267.75㎡

利用者: 仙台市役所財産管理課



売却前の状況



売却後の状況

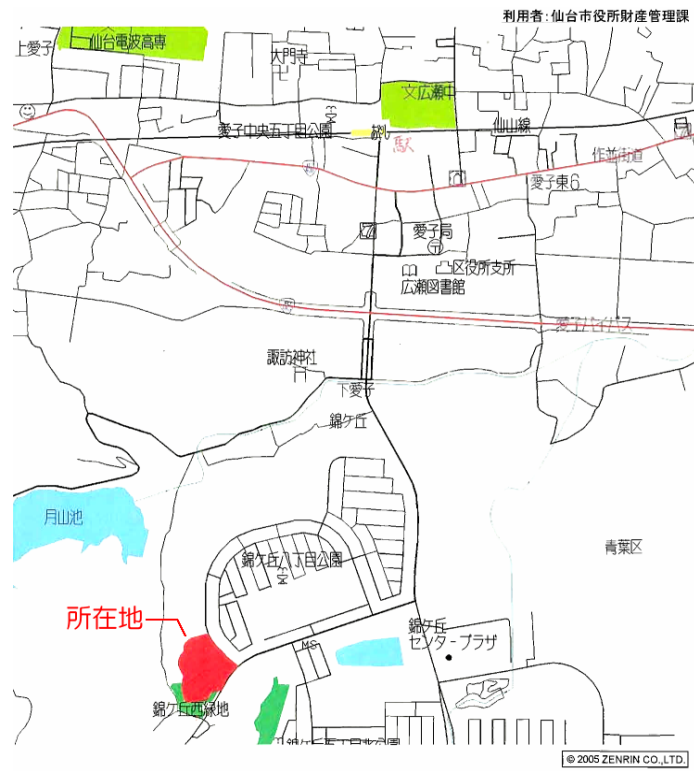


【用途転用事例②】

土地の 諸元	所在	宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘
	面積	25,039 m ²
	用途地域	第一種低層住居専用地域
	交通	JR 仙山線愛子駅より徒歩 25 分
	取得目的	小学校用地
	転用後の用途	市立天文台用地
関係 主体	取得依頼元	仙台市
	先買い主体	仙台市土地開発公社
時期・ 方法	取得時期	平成 3 年 11 月（地権者からの申出により取得）
	売却時期	平成 16 年 5 月（仙台市による買取り）
	保有期間	13 年
経緯	<p>当該土地周辺においては、民間事業者による宅地開発が行われていたことから、就学児の増加を考慮し、平成初頭に新たな小学校建設が必要と考えられた。当該土地は、その予定地として取得されたものであるが、その後宅地需要が伸び悩んだことから、当該土地における建設は取り止めとなった。</p> <p>このため、仙台市において他の事業での活用を検討した結果、建設を予定していた新天文台の用地として適当と判断されたため、平成 16 年 5 月に市により買取りが行われた。</p>	

位置図

宮城県仙台市青葉区下愛子 349.89m



売却前
の状況



売却後
の状況



先買い土地の用途転用事例（大阪府土地開発公社）

大阪府では、昭和 60 年代から平成の初頭にかけて、当時建設が進められていた関西国際空港関連の道路整備事業などが行われていたことから、代替地に対する需要が高まり、土地開発公社による取得が積極的に行われた。しかし、金銭補償などにより代替地として利用されない土地が残されるケースが多く発生したため、代替地の長期保有化が問題となった。

平成 15 年に行われた監査を受けて、平成 23 年までに公社保有の代替地をすべて処分する計画が策定され、現在処分が進められている。

処分にあたっては、まず府と公社の共同で、市町村などに当該土地を利用する意向があるかを確認し、意向がなければ公募あるいは一般競争入札により売却している。高度利用が可能な土地や法人による取得が見込まれる土地については、主として一般競争入札を行い、個人による取得が見込まれる土地については、主として公募売却が行われている。

一般競争入札の最低価格と公募売却価格は鑑定による時価により決定している。公募による場合は、まず期間を定めて抽選を行う。応募者がいない場合は先着順で売却する。

【用途転用事例①】

土地の 諸元	所在	大阪府泉佐野市南中安松
	面積	768 m ²
	用途地域	市街化調整区域
	交通	南海本線「羽倉崎駅」より徒歩約 10 分
	取得目的	関西国際空港関連道路整備事業の代替地
	転用後の用途	駐車場
関係 主体	取得依頼元	大阪府
	先買い主体	大阪府土地開発公社
時期・ 方法	取得時期	昭和 63 年 9 月（地権者からの申出により取得）
	売却時期	平成 15 年 10 月（公募抽選により当選者に売却）
	保有期間	15 年
経緯	<p>当該土地は、関西国際空港関連道路整備事業の施行区域の用地買収を行うにあたり、地権者の移転先を確保するための代替地として取得された。しかし、実際には地権者が金銭補償を望んだことなどから、代替地として利用されないまま平成 9 年に事業が完了した。</p> <p>このため、他の事業での活用等の検討が行われたが、適当な事業が見つからなかったため、平成 15 年に公社において公募売却を行うこととされ、平成 15 年 9 月より公募を行った結果、平成 15 年 10 月に抽選により法人の応募者に売却された。</p>	

位置図

大阪府泉佐野市南中安松

0 70m



売却前の状況



売却後の状況



【用途転用事例②】

土地の 諸元	所在	大阪府泉佐野市長滝
	面積	448 m ²
	用途地域	準工業地域
	交通	JR 阪和線「長滝駅」より徒歩約 10 分
	取得目的	関西国際空港関連道路整備事業の代替地
	転用後の用途	住宅地
関係 主体	取得依頼元	大阪府
	先買い主体	大阪府土地開発公社
時期・ 方法	取得時期	平成 3 年 4 月（地権者からの申出により取得）
	売却時期	平成 18 年 1 月（随意契約により売却）
	保有期間	15 年
経緯	<p>当該土地は、関西国際空港関連道路整備事業の施行区域の用地買収を行うにあたり、地権者の移転先を確保するための代替地として取得された。しかし、実際には地権者が金銭補償を望んだことなどから、代替地として利用されないまま平成 9 年に事業が完了した。</p> <p>このため、他の事業での活用等の検討が行われたが、適当な事業が見つからなかったため、平成 17 年に一般競争入札が行われた。しかし、落札されなかったため、個人から購入申込があり、平成 18 年 1 月に随意契約が成立し、個人に売却された。</p>	

位置図

大阪府泉佐野市長滝

0 70m



売却前
の状況



公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先買い制度の紹介内容

国土交通省ホームページでの紹介内容は以下のとおりです。なお、「国土交通省 HP ホーム > 制度・施策 > 公共用地の取得」において同内容が御覧になれます。

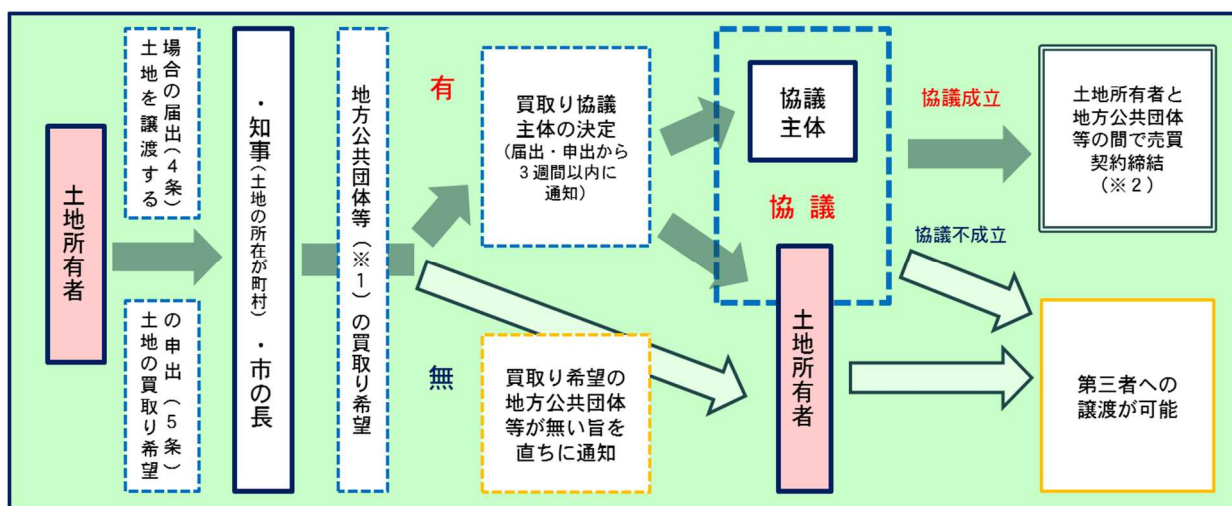
土地の先買い制度

土地の先買い制度とは、「一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする際に、土地所有者の届出又は申出により、地方公共団体等に優先的に当該土地の買取りの機会を付与することで、公共用地取得の推進及び多様なニーズに応じた公有地の活用を図る」ことを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）で措置されている。

公拡法とは

公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講じている。

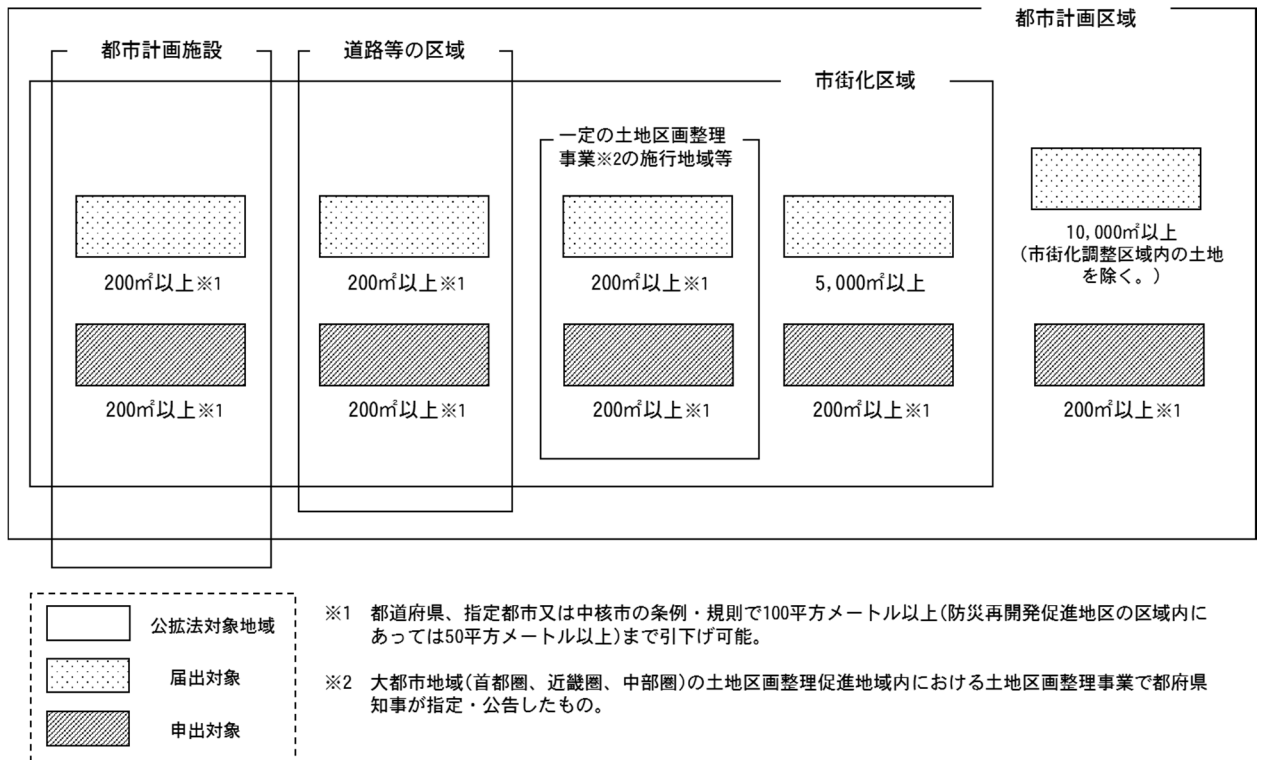
先買い制度の手続の流れ



※1：地方公共団体等とは、地方公共団体、土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構をいう。

※2：先買い制度により取得した土地は、幅広く公共性ないし公益性を有する目的（事業）のために使用することが可能。詳細は、「先買いに係る土地の管理について」をご覧ください。

届出・申出対象地域



税制上の特例

公拡法第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等が買い取られる場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除(租税特別措置法第34条の2第2項第4号)

公拡法により先買いされた土地は、土地所有者に対し、届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課すことにより、一種の権利制限のもとにおいて譲渡されるものであることを考慮し、公拡法の趣旨である「都市の健全な発展と秩序ある整備」に資する用途に供することで、税法上も公有地の拡大による都市環境の整備に資するため措置されている。

先買い制度の活用状況

・「先買い制度における届出及び申出件数等の推移」及び「買取り目的別の先買い状況の実績の推移」(過去10年)

※4ページ目の資料を御覧ください。

先買いに係る土地の管理について

・公拡法第9条第1項で定める用途の範囲は非常に広く、当初の買取り目的と異なる用途への使用も可能

先買いされた土地は、土地所有者に対し、届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課することにより買い取ったものであるが、公拡法第9条第1項第1号から第3号に掲げる相当の公共性ないし公益性を有する広い目的（事業）のために使用することが可能。また、この範囲においては当初の買取り目的とは異なる用途への使用も可能。

さらに、平成18年の法改正により、一定の要件を満たす先買いされた長期保有土地については、地域の实情に応じた「都市の健全な発展と秩序ある整備」に資する事業の用に供することも可能。

・先買い土地の用途一覧

<p>【1号】 都市計画法に規定する都市施設に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、駐車場等の交通施設 ・公園、緑地、広場等の公共空地 ・水道、電気、ガス、下水道等の供給施設又は処理施設 ・河川、運河等の水路 ・学校、図書館等の教育文化施設 ・病院、保育所等の医療・福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場、と畜場又は火葬場 ・一団地の住宅施設（50戸以上） ・一団地の官公庁施設 ・流通業務団地 ・その他政令で定める施設 	<p>左記事業に係る代替地</p>
<p>【2号】 土地収用法第3条各号の施設に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、路外駐車場等 ・河川、堤防、ダム、水路等 ・砂防、地すべり防止施設 ・農業用道路、用排水路等 ・鉄道事業又は軌道施設 ・港湾施設、海岸保全施設 ・飛行場等 ・放送事業、電気事業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業、上下水道事業施設 ・消防施設 ・学校、公民館、図書館等 ・病院、保育所等の社会福祉事業 ・墓地、と畜場 ・公園事業 ・国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所等施設 	
<p>【3号】 その他政令で定める事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・新住宅市街地開発事業 ・工業団地造成事業 ・市街地再開発事業 ・新都市基盤整備事業 ・住宅街区整備事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が行う住宅の賃貸・譲渡事業 ・地方公共団体等が行う住宅用宅地の賃貸・譲渡事業 ・史跡、名勝、天然記念物の保護・管理事業 	
<p>【4号】 一定の要件を満たす場合右記の事業 (平成18年法改正による追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画に記載された事業 ・地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載された事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に定められた事業 等 	<p>※一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い取られてから10年を経過 ・都市計画の変更等により将来にわたり都市施設に関する事業等に供される見込みがない

先買い土地の有効活用事例

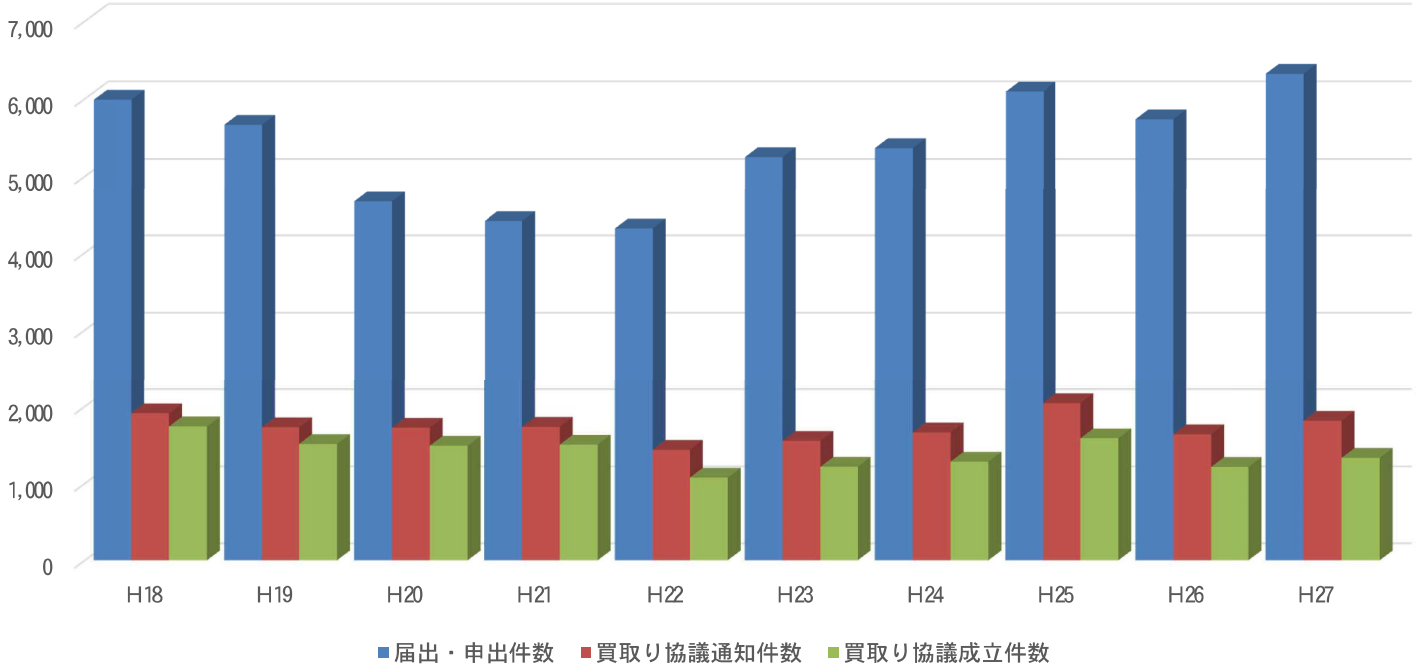
公拡法第9条第1項第1号から第3号の範囲で、当初の買取り目的である用途を変更し有効活用した事例及び同項第4号の規定に基づき、一定の要件を満たす先買いされた長期保有土地で地域の实情に応じた「都市の健全な発展と秩序ある整備」に資する事業の用に供された事例を紹介。

※ 5ページ目の資料を御覧ください。

先買い制度における届出及び申出件数等の推移（過去10年）

（単位：件）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
届出・申出件数	5,987	5,663	4,665	4,409	4,312	5,247	5,362	6,091	5,734	6,320
買取り協議通知件数	1,910	1,729	1,723	1,734	1,437	1,554	1,661	2,042	1,638	1,812
買取り協議成立件数	1,740	1,513	1,490	1,504	1,076	1,217	1,283	1,587	1,215	1,333



買取り目的別の先買い状況の実績推移（過去10年）

（単位：件）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
事業用地 計	1,402	1,265	1,298	1,383	970	1,115	1,170	1,473	1,123	1,266
住宅	34	20	31	21	22	21	31	27	22	26
学校	50	86	46	51	37	64	82	45	47	61
公園・緑地	402	435	495	545	366	355	295	502	306	269
道路・河川・上下水道	207	208	175	128	129	118	138	109	119	127
市街地開発事業	42	18	11	26	10	12	19	19	26	16
社会福祉施設等	211	158	173	244	144	191	238	290	211	255
公用施設	166	181	169	152	105	220	184	216	200	312
その他	290	159	198	216	157	134	183	265	192	200
代替地 計	338	248	192	121	106	102	113	114	92	67
合計	1,740	1,513	1,490	1,504	1,076	1,217	1,283	1,587	1,215	1,333

先買い土地の有効活用事例

公拡法第9条第1項第1号から第3号の範囲で用途を変更し有効活用した事例及び同項第4号の規定に基づき、一定の要件を満たす先買いされた長期保有土地で、地域の実情に応じた「都市の健全な発展と秩序ある整備」に資する事業の用に供された事例を紹介。

主体		土地の諸元				活用時期・方法			備考	
買取り依頼元	先買い主体	買取り時期	買取り目的	用途地域	筆数	面積	時期	用途		方法
静岡県	静岡県公社	H3.12	河川改良事業の代替地	準工業地域	-	3,676㎡	H14.1.1	住宅地	公募により先着順に売却	-
静岡県	静岡県公社	H4.4	街路整備事業の代替地	近隣商業地域	-	694㎡	H16.6	民間病院用地	公募により売却	-
仙台市	仙台市公社	H8.2	道路整備事業の代替地	第二種住居地域	1筆	271㎡	H15.6	コミュニティー消防センター	仙台市による買取り	-
仙台市	仙台市公社	H3.11	小学校用地	第一種低層住居専用地域	-	25,039㎡	H16.5	市立天文台用地	仙台市による買取り	-
大阪府	大阪府公社	S63.9	空港関連道路整備事業の代替地	市街化調整区域	1筆	768㎡	H15.10	駐車場	公募により売却	-
大阪府	大阪府公社	H3.4	空港関連道路整備事業の代替地	準工業地域	2筆	448㎡	H18.1	住宅地	公募(随意契約)により売却	-
横浜市	横浜市公社	H3.12	公共公益施設用地	工業地域	1筆	11,077㎡	H19.4以降	横浜市都筑区池辺町企業誘致(公募)事業	地域再生計画	計画名：横浜型企業誘致・産業立地促進計画(第5回H18.11.16認定)
戸田市	戸田市公社	S55～S61	公共施設の代替地	工業地域	2筆	10,233㎡	H19.10以降	戸田市向田地区企業誘致事業	地域再生計画	計画名：戸田市向田地区産業立地促進計画(第7回H19.7.4認定)
那覇市	那覇市公社	S59～H2	公共公益施設用地	近隣商業地域及び第二種住居地域	2筆	22,093㎡	H22.7以降	周辺環境調和型「亜熱帯庭園都市」による地域活力の再生	地域再生計画	計画名：周辺環境調和型「亜熱帯庭園都市」による地域活力の再生(第7回H19.7.4認定)
浦添市	浦添市公社	H5～H6	小学校用地	準住居地域	73筆	24,818㎡	H20.10以降	総合小売店舗(食品、衣料、電器、雑貨、外食等)	地域再生計画	計画名：企業誘致による新規雇用の創出・地域経済の活性化計画(第7回H19.7.4認定)
川崎市	川崎市公社	H元.3、H元.5	道路事業の代替地	工業専用地域	7筆	56,949㎡	H20.4以降	水江町産業活性化・企業誘致推進事業	地域再生計画	計画名：川崎市企業誘致・産業立地促進計画(第8回H19.11.22認定)
福井県	福井県公社	H4～H10	公共事業用地及び代替地	指定なし	27筆	43,314㎡	H21.3以降	産業活性化・優良農地保全事業	地域再生計画	計画名：豊かに暮らせる坂井地区のまちづくり計画(第12回H21.3.27認定)
三浦市	三浦市公社	H4.5～H7.3	公共事業用地及び代替地	指定なし	20筆	13,067㎡	H22.4以降	農地の利用促進による農業環境整備事業	地域再生計画	計画名：農地の利用促進による農業環境整備計画(第15回H22.3.23認定)
滋賀県	滋賀県公社	S62～H4	緑地公園的整備用地	市街化調整区域	210筆	332,462㎡	H23.1.2以降	竜王岡屋工業団地造成事業	地域再生計画	計画名：産業集積推進計画～雇用と活力を創出する産業集積の実現～(第16回H22.6.30認定)
愛知県	愛知県公社	H10.3	将来計画事業用地	商業地域	2筆	23,205㎡	H24.4以降	尾張西部拠点施設立地促進事業	地域再生計画	計画名：尾張西部拠点形成計画(第20回H23.1.1.28認定)